

大和証券総合取引約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>1. 約款の趣旨 この約款は、有価証券の保護預り取引、振替決済取引、積立投資取引、株式ミニ投資取引及び国内外貨建債券取引又はそれらを組合わせた取引等（以下「総合取引」といいます。）について、お客様と大和証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>2. 総合取引の利用 (1) お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引をご利用いただけます。 ① 第2章に定める有価証券（<u>外国証券及び第4章で定める積立投資に係るものを除く。</u>）の保護預り取引 ②～④ (省 略) <u>(新 設)</u> ⑤～⑦ (省 略)</p> <p>8 5. 契約の解除 下記137.(1)の規定は、本章においてこれを準用します。この契約が解除された場合、当社は株式ミニ投資に係る新規買付注文の受付を中止するとともに、上記80.(2)、(3)の場合に準じて遅滞なくお客様の株式ミニ投資に係る株式を換金のうえお客様にお支払いします。 <u>(新 設)</u> <u>(新 設)</u> <u>(新 設)</u></p>	<p>1. 約款の趣旨 この約款は、有価証券の保護預り取引、振替決済取引、積立投資取引、株式ミニ投資取引、<u>株式累積（積立）投資取引</u>及び国内外貨建債券取引又はそれらを組合わせた取引等（以下「総合取引」といいます。）について、お客様と大和証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>2. 総合取引の利用 (1) お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引をご利用いただけます。 ① 第2章に定める有価証券（<u>外国証券、第4章で定める積立投資取引及び第5章の2で定める株式累積（積立）投資取引</u>に係るものを除く。）の保護預り取引 ②～④ (現行通り) ④の2 <u>第5章の2に定める株式累積（積立）投資取引</u> ⑤～⑦ (現行通り)</p> <p>8 5. 契約の解除 (1) <u>下記137.(1)の規定は、本章においてこれを準用します。この契約が解除された場合、当社は株式ミニ投資に係る新規買付注文の受付を中止するとともに、上記80.(2)、(3)の場合に準じて遅滞なくお客様の株式ミニ投資に係る株式を換金のうえお客様にお支払いします。</u> (2) <u>ただし、当社での株式ミニ投資の取扱い終了に伴いこの契約を解除する場合、お客様より(1)の取扱いを希望する旨の申出がない限り、お客様の株式ミニ投資にかかる株式は第5章の2に定める株式累積投資の株式に移管します。株式累積投資の株式への移管にあたっては、移管を行う日に、下記88の2の2.に定める株式累積（積立）投資契約の申込みがあつたものとみなし、株式累積（積立）投資口座を開設します。</u> <u>第5章の2 株式累積（積立）投資取引</u> 8 8の2の1. 本章の趣旨 (1) <u>本章は、お客様と当社との株式、ETF、REIT、及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券等（以下本章において「株式等」といいます。）の中から当社が選定する銘柄の累積（積立）投資に関する取決めです。</u> (2) <u>お客様は、本章の内容を十分に把握し、自らの判断と責任において株式等の累積（積立）投資を行うものとします。</u></p>

現行	改正
<u>(新 設)</u>	<p>88の2の2. 申込方法</p> <p>(1) お客様は、本章の内容を承認し、第1章に定める方法又は当社が別途定める方法により、当社との間に累積（積立）投資契約（以下本章において「この契約」といいます。）を締結します。</p> <p>(2) この契約が締結されたときは、当社は、ただちに株式累積（積立）投資口座（以下本章において「口座」といいます。）を開設します。</p> <p>(3) 上記 (1) (2) にかかわらず、下記88の2の9.</p> <p>(1) ただし書きの場合において行われる株式等の管理の委託があった場合は、この契約の申込みが行われたものとし、この契約を締結し、口座を開設します。</p>
<u>(新 設)</u>	<p>88の2の3. 金銭の払込</p> <p>(1) お客様は株式等の買付にあてるため、予めお客様が申出た金銭（以下本章において「払込金」といいます。）をその口座に払込むものとします。</p> <p>(2) お客様は以下の規定に基づき払込金を当社に払込むものとします。</p> <p>①定期入金 定期入金については、当該買付銘柄ごとに10,000円以上1,000円の整数倍の金額で、予めお客様が当社に申込みされた内容に基づき、毎月定期に払込むものとします。</p> <p>②臨時入金 臨時入金については、当該買付銘柄ごとに10,000円以上1円単位の金額で、申込みの都度当社に払込むものとします。</p> <p>(3) 上記 (2) においてお客様の払込金の合計額は、同一銘柄につき月間100万円未満の金額とします。</p> <p>(4) お客様は、下記88の2の6. の当該払込金の受入最終日迄に当社に申し出ることにより払込金の額を変更又は取消することができます。</p> <p>(5) 払込金がおお客様の給与等から控除した金銭である場合は、お客様の事業主と当社との間における「株式累積（積立）投資の事務の取扱いに関する覚書」に基づいて、事業主が当社に払込みます。</p> <p>(6) 上記 (1) から (3) にかかわらず、お客様のうち当社の定める金融商品取引業者（以下本章において「指定金融商品取引業者」といいます。）は、1円以上の金銭を払込むことができるものとします。この場合、指定金融商品取引業者は、当該買付銘柄を月間100万円を超えて買付けることもあります。</p>
<u>(新 設)</u>	<p>88の2の4. 払込の休止・再開</p> <p>(1) お客様は、所定の手続きによって当社に払込の休止を申し出ることにより、いつでも払込を休止することができます。</p> <p>(2) 上記 (1) の場合、所定の手続きによって当社に払込の再開を申し出ることにより、いつでも払込の再開をすることができます。</p>
<u>(新 設)</u>	<p>88の2の5. 買付株式等の選定・除外</p> <p>(1) この契約において買付のできる株式等は、当社が選定する銘柄（以下本章において「選定銘柄」</p>

現行	改正
<p>(新 設)</p>	<p>といたします。) とします。</p> <p>(2) お客様は、上記 (1) の選定銘柄の中から指定した1以上の銘柄（以下本章において「指定銘柄」といいます。）について買付の申込みを行うものとします。ただし、お客様に係る指定銘柄の数は当社が定める銘柄数を超えることはできません。</p> <p>(3) 上記 (1) でお客様が2以上の銘柄を指定銘柄とするときには、各指定銘柄ごとに払込金の額を予め当社に申し出ることとします。</p> <p>(4) お客様は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、いつでも指定銘柄を変更することができます。</p> <p>(5) 選定銘柄が次の各号のいずれかに該当したときには、当社は当該銘柄を当社の選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当該選定銘柄の共有持分を有するお客様に遅滞なく通知するものとします。</p> <p>① 当該選定銘柄の発行会社等が更生手続開始、再生手続開始もしくは破産の申立てがあったとき又は営業活動の停止があったとき</p> <p>② 当該選定銘柄が上場廃止となったとき</p> <p>③ 当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となり、1年間経過したとき</p> <p>④ 一定期間売買取引が成立しない等その他当社が必要と認めるとき</p> <p>(6) 上記 (5) の規定により選定銘柄が除外された場合には、原則として下記88の2の8.の規定に準じて遅滞なくお客様の当該選定銘柄に係る持分を換金のうえお客様に返還します。また、お客様の口座に当該選定銘柄の買付に係る払込金等があるときは、あわせてお客様に返還します。</p> <p>(7) 下記88の2の9. (2) の規定により機構で管理している株式等については、機構が業務規程の定めに従って当該銘柄に係る株式等の取扱いを廃止した場合、当社はこの契約に基づきお客様から当社に管理の委託を受けている当該株式等を抹消することとします。</p> <p>88の2の6. 買付の方法、買付時期及び価格</p> <p>(1) 当社は、お客様の一の指定銘柄の払込金と、この契約を締結し同一の銘柄を指定された他のお客様の払込金を合算した金額をもって、当社が選定銘柄ごとに予め指定した国内の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場（以下本章において「指定金融商品取引所」といいます。）において、当該指定銘柄の株式等の共同買付を行います。ただし、当社内で当該指定銘柄の株式等の共同買付に対当させる事があります。</p> <p>(2) 上記 (1) の買付に際し、すべてのお客様の払込金の総額について株式等の買付価額の総額に満たない金額が生ずるときは、当社がその差額を払込むことによりお客様と共同して買付けるものとします。</p> <p>(3) 上記 (1) の買付に際し、当社の定める所定の手数料（消費税を含む）（以下本章において「委</p>

現行	改正
	<p>託手数料等」といいます。)をお客様の当該買付に係る払込金の中から申し受けます。</p> <p>(4) 当社は、お客様からの払込金の受入に基づいて生じた預り金をもって次の各号の定めに従い、指定金融商品取引所において原則として寄付きに成行きで、立会取引開始前に買付注文の執行を行います。</p> <p>① 払込金の受入日が毎月 1 日から 10 日（同日が休日の場合はその直前営業日）までの間の場合は、原則として毎月 10 日（同日が休日の場合はその直前営業日）の翌々営業日。</p> <p>② 払込金の受入日が毎月 11 日から 20 日（同日が休日の場合はその直前営業日）までの間の場合は、原則として毎月 20 日（同日が休日の場合はその直前営業日）の翌々営業日。</p> <p>③ 払込金の受入日が毎月 21 日から末日（同日が休日の場合はその直前営業日）までの間の場合は、原則として毎月末日（同日が休日の場合はその直前営業日）の翌々営業日。</p> <p>(5) 上記 (4) の買付について、売買取引が成立しない場合には、当社は翌営業日に、指定金融商品取引所において原則として寄付きに成行きで、立会取引開始前に買付注文の執行を行います。また、翌営業日以降、売買取引が成立しない場合も、同様の方法で買付注文の執行を行うものとします。</p> <p>(6) 上記 (4) の買付について、当該買付銘柄の価格下落等により、当社の発注した株数等が、当該買付銘柄を指定銘柄とするお客様の払込金を合算した金額をもって買付けるべき株数等に不足した場合には、当社は、当該不足分について買付注文の執行を遅滞なく行うものとします。</p> <p>(7) 上記 (4) の買付について、当該買付銘柄にストップ高での買付約定しかなく、かつ、比例配分となって約定株数等が当該買付銘柄を指定銘柄とするお客様の払込金を合算した金額をもって買付けるべき株数等に不足した場合には、当社は、当該不足分について、買付注文の執行を翌営業日に寄付きに成行きで行うものとします。</p> <p>(8) 上記 (6) 、 (7) の場合において、一の指定銘柄について、約定単価が複数となった場合には、お客様の当該指定銘柄の買付価格はその加重平均価格とします。</p> <p>(9) 上記 (4) の買付注文の約定日から起算して 4 営業日目を当該株式等の買付日とします。</p> <p>(10) 当社は、買付ける銘柄について売買規制等により上記 (4) から (7) の買付注文の執行ができない場合は、当該買付注文の執行が可能となったときに遅滞なく買付注文の執行を行うものとします。</p> <p>(11) 上記 (4) から (10) 、下記 (12) における買付注文の執行について、発注株数等執行方法は、当社が定める方法によるものとします。</p> <p>(12) 当社は、お客様の 1 回当たりの払込金の額（お客様が 2 以上の銘柄を指定銘柄としている場合に</p>

現行	改正
<p>(新 設)</p>	<p>おいては、<u>払込金の総額</u>) が、お客様が予め申出ている 1 回当たりの払込金の額 (お客様が 2 以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、<u>払込金の総額</u>) に達しないときは、お客様の当該払込金に係る買付について、指定銘柄 (お客様が 2 以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、<u>指定銘柄すべて</u>) の買付を行わないものとします。</p> <p><u>88の2の7. 持 分</u></p> <p>(1) お客様は、買付けた株式等につき共同して所有権を有し、払込金の割合に応じて持分を有することになります。この場合、<u>上記 88 の 2 の 6. (2) によって当社が払込む差額については、その金額の割合に応じて当社の持分とします。</u></p> <p>(2) お客様の持分は、<u>1 売買単位未満第 10 位を切上げて確定します。</u></p> <p>(3) <u>当該株式等の所有権、その果実に対する請求権その他当該株式等に係る権利については当該株式等の買付日よりお客様に帰属するものとします。</u></p> <p>(4) <u>この契約に基づく株式等の名義は当社株式累積投資口名義とします。</u></p> <p>(5) <u>上記 (1) から (3) にかかわらず、当社株式累積投資口名義の株式等に係る発行会社に対する権利の行使は当社が行うものとします。なお、お客様は、当該株式等に係る発行会社の各株主総会等における議決権の行使について、当社に対して何らの指示も与えることはできません。</u></p> <p>(6) <u>お客様は、当社株式累積投資口名義の株式等のお客様に係る持分について、当社に対して次に掲げる事項の請求はできません。</u></p> <p>① <u>発行会社等への買取請求の取次ぎ</u> ② <u>お客様の他の口座の残高との合算</u> ③ <u>お客様の他の口座への振替指図</u> ④ <u>当社又は第三者への質権その他の担保権の設定</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>88の2の8. 売 却</u></p> <p>(1) <u>当社がお客様より持分の売却の申込みを受けたときには、当社がその相手となってお客様の当該持分を買取るものとします。ただし、当社は、当該持分が株式会社大和証券グループ本社株式であるときには、当該持分についての売却注文を指定金融商品取引業者に取次ぐものとし、指定金融商品取引業者が、当該持分を買取るものとします。</u></p> <p>(2) <u>上記 (1) において、この契約に基づき買付を行った株式等の持分のうち当該買付注文の約定日に買付約定した当該持分について当該約定日と同日において売却の申込みはできません。</u></p> <p>(3) <u>上記 (1) における当社及び指定金融商品取引業者の買取価額は、金融商品取引所に上場する株式等については、原則として売却申込日の翌営業日における指定金融商品取引所の寄付き価格に当該持分を乗じた金額とします。</u></p> <p>(4) <u>上記 (1) の買取に際して、当社は当該株式等の 1 売買単位未満の持分売却の申込みしか受け</u></p>

現行	改正
<p>(新 設)</p>	<p>ません。また、お客様は当該持分の一部の売却申込をするときには1売買単位株数等の10分の1以上1千分の1単位の株数等で指定するものとします。</p> <p>(5) 上記(1)の買取に際して、当社は買取価額から委託手数料を差引いた金額を、買取日から起算して4営業日目にお客様にお支払いします。</p> <p>88の2の9. 株式等の管理</p> <p>(1) お客様は、この契約以外によって取得した株式等を、この契約に基づく株式等として、当社に管理の委託をすることはできません。ただし、当該株式等の管理の委託を受けることが適当であると当社が特に認める場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 当社は、当該株式等を機構で管理することができるものとします。</p> <p>(3) この契約により管理する株式等については、次の事項につきご同意いただいたものとしてお取り扱いします。</p> <p>① 管理している株式等と同銘柄の株式等に対し、その株数等に応じて共有権、又は、準共有権を取得すること。</p> <p>② 管理している株式等を返還又は売却換金するときは、同銘柄の株式等を管理している他のお客様と協議を要しないこと。</p> <p>(4) 当社は、お客様の持分が単元株式数等に達したときには、単元株等に分割することとし、当該単元株等についてはこの契約の適用を受けないものとします。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>88の2の10. 配当金・増資・株式分割等諸権利処理</p> <p>(1) 共有株式等にかかる配当金、収益分配金、権利交付金等の果実、及び株式等の分割等諸権利で取得する株式等は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これをお客様に当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰入れて管理します。お預り金は、口座に繰入れ後、上記88の2の6.の規定に準じて買付を行うことにより再投資します。</p> <p>(2) 当社は、共有株式等について新株予約権等（共有株式等と同種のもを目的とするものに限る。以下同じ）が付与された場合は、当該新株予約権等を当該権利の基準となる日におけるお客様の当該株式等に係る持分に応じて比例按分したうえ、権利落ちとして指定金融商品取引所が定める期日にすべて当社が買取るものとします。ただし、当社は、当該共有株式等が株式会社大和証券グループ本社株式であるときには、お客様の当該新株予約権等の売却について、指定金融商品取引業者に取次ぐものとし、この場合、指定金融商品取引業者が当該新株予約権等を買取るものとします。</p> <p>(3) 上記(2)において当社又は指定金融商品取引業者が買取る当該新株予約権等の買取価額は下の算式により算出された価額とします。</p>

現行

改正

$$\left. \begin{array}{l} \text{旧株式等の} \\ \text{権利数量} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{権利付売買} \\ \text{最終日の} \\ \text{旧株式等の持分} \end{array} \right. - \left. \left\{ \begin{array}{l} \text{権利付売買最終} \\ \text{日の旧株式等の持分} + \text{新株式等の} \\ \text{私込額} \times \text{割合} \\ \text{新株式等の} \\ \text{割合} \end{array} \right\} \right\}$$

(4) 当社は、上記 (2) において、当社又は指定金融商品取引業者が当該新株予約権等を買取ったときには、買取価額を当該銘柄の権利付売買最終日における売買取引の決済日の翌営業日にお客様の口座に繰入れてお預りします。お預り金は、口座に繰入れ後、上記 88 の 2 の 6. の規定に準じて買付を行うことにより再投資します。

(5) 当社は、株主・投資主・優先出資者等（以下本章において「株主等」といいます。）への優待等の名目で支給される物品その他（以下本章において「株主等への優待物等」といいます。）については、お客様に代わって受領のうえ、遅滞なく換金し、これをお客様の当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰入れてお預りします。お預り金は、口座に繰入れ後、上記 88 の 2 の 6. の規定に準じて買付を行うことにより再投資します。

(6) 当社は、上記 (5) の株主等への優待物等の換金については、容易に換金できるものとして当社が認める株主等への優待物等をお客様に代わって受領し、当社の定める方法により換金することとします。

(7) 当社は、共有株式、共有優先出資証券について、株式、優先出資証券及び共有株式の新株予約権付社債又は新株予約権証券の株主優先募入に係る株主等の権利及び共有株式の新株予約権付社債又は新株予約権証券の株主への割当発行に係る株主の権利は行使しないものとします。

(8) 上記 (1)、(2)、(3) 及び (5) において、再投資に係る預り金は、円単位未満を切り捨てることにより確定します。

(9) 上記 (1)、(2)、(4) 及び (5) において、預り金を口座に繰入れたときに、お客様が当該銘柄を指定銘柄としていない場合あるいはこの契約が解約されている場合には、当社はお客様の当該銘柄について再投資を行わないものとします。

(10) お客様の、新株式等に係る持分について、当社が当該株式等を受領し、当該権利の基準となった日におけるお客様の持分に応じて比例按分し配分を行います。なお、お客様は当該権利の基準となった日の翌々営業日から売却の申込みを行うことができます。

(11) 共有株式等について、この条に規定のない権利等が付与される場合には、当社が適当と認める方法により処理します。

(新設)

88 の 2 の 11. 累投口座管理料

(1) 当社は、お客様がこの契約に基づき口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後 1 年を経過するごとに当社の定める所定の累投口座管理料を申受けることがあります。ただし、口座設定時

現行	改正
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>からの 1 年の期間の計算は、口座を設定し、第 1 回目の払込金の払込があった翌月から起算します。</p> <p>(2) 当社は、上記 (1) の場合、配当金、収益分配金、権利交付金、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、累投口座管理料のお支払がないときは、お客様の持分の返還及び売却換金のご請求には応じないことがあります。</p> <p>(3) 上記 (1) の料金の計算期間の途中でお客様がこの契約を解除された場合は、上記 (1) の料金はお返ししません。ただし、下記 88 の 2 の 12. (2) ④により上記 (1) の料金の計算期間の途中でこの契約を解除する場合は、上記 (1) の料金から口座を設定していた期間 (契約を解除した月を除き月数で計算します。) に相当する額を控除した金額をお返しします。</p> <p><u>88 の 2 の 12. 解 約</u></p> <p>(1) 下記 137. (1) の規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p>(2) 当社は、上記 (1) のほか、お客様が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解約することができるものとします。</p> <p>① <u>払込金が引続き 1 カ年を超えて払込まれなかったとき</u> ただし、お客様が上記 88 の 2 の 4. の規定に従って払込の休止を申し出ている場合はこの限りでない</p> <p>② <u>お客様の指定銘柄が上記 88 の 2 の 5. (5) の規定に従い選定銘柄から除外された場合で、お客様が当該指定銘柄以外の銘柄を指定していなかったとき</u></p> <p>③ <u>お客様から所定の累投口座管理料が支払われず、当社から相当の期間を定めて通知したにもかかわらず、支払われなかったとき</u></p> <p>④ <u>当社が株式等の累積 (積立) 投資業務を営むことができなくなったとき</u></p> <p>(3) この契約が解約されたときお客様が当該口座に持分を保有している場合には、当社は、当該持分を上記 88 の 2 の 8. の規定に準じて遅滞なく換金のうえお客様に返還します。また、お客様の口座に払込金等があるときは、あわせてお客様に返還します。</p> <p><u>88 の 2 の 13. 取引及び残高の通知</u></p> <p>当社は、この契約に基づくお客様への取引明細及び残高明細の通知を下記 (1) から (4) により行うものとします。</p> <p>(1) 当社は、上記 88 の 2 の 6. の取引明細については、1 年に 1 回以上お客様に取引残高報告書を交付します。なお、当該取引残高報告書には、当該期間中の売却明細についても記載するものとします。</p> <p>(2) 当社は、上記 (1) について、お客様の払込金が貸金等から控除した金銭である場合には、お客</p>

現行	改正
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>様の事業主を経由して行うことがあります。</u></p> <p><u>(3) 当社は、上記 88 の 2 の 8. の取引明細について、約定成立後、遅滞なくお客様に「取引報告書」を交付します。</u></p> <p><u>(4) 当社は、この契約に基づく口座に係る金銭及びお客様の持分について、1 年に 1 回以上お客様に取引残高報告書を交付します。</u></p> <p><u>88 の 2 の 1 4. 申込事項等の変更</u> <u>下記139.の規定は、本章においてこれを準用します。</u></p> <p><u>88 の 2 の 1 5. 免責事項</u> <u>下記140.の規定は、本章においてこれを準用します。</u></p> <p><u>88 の 2 の 1 6. その他</u> <u>(1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。</u> <u>(2) お客様は、この契約に係る共有持分について、他人に譲渡し又は担保に差入れる等一切の処分をすることはできません。</u> <u>(3) 当社は、上記 88 の 2 の 13. の規定に従い、お客様に対し当社よりなされたこの契約に関する諸通知が、転居、不在、その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものととして取扱うことができるものとします。</u> <u>(4) お客様が、株式累積（積立）投資取引の利用を開始される際、すでに当社で利用されている口座の株式累積（積立）投資約款に基づく取引及び取扱いは、継続して本章に基づく取引及び取扱いとしてご利用いただきます。</u></p>
<p>137. 契約の解除</p> <p>(1) 上記 2. (1) 及び上記 3. (2) ①の各契約は、次の場合に解約されます。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 上記 2. (1) ①、②で上記 26. 及び上記 55. の料金の計算期間が満了し口座残高がないとき。</p> <p>附 則</p> <p>この約款は、平成28年1月1日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>137. 契約の解除</p> <p>(1) 上記 2. (1) 及び上記 3. (2) ①の各契約は、次の場合に解約されます。</p> <p>① (現行通り)</p> <p>② 上記 2. (1) ①、②、④の 2 で上記 26. 、上記 55. 及び上記 88 の 2 の 11 の料金の計算期間が満了し口座残高がないとき。</p> <p>附 則</p> <p>この約款は、平成 30 年 2 月 1 日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>